

ID: 70

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	貸出し施設の使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市障害者総合支援センター条例 第13条		
例 規 番 号	平成22年条例第24号		
【根拠条文】 (使用料の減額又は免除) 第13条 市長は、別表第3に定める基準に従い、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市障害者総合支援センター条例施行規則第20条の規定による。 (使用料の減額又は免除が受けられる団体) 第20条 市長は、条例別表第3備考2に規定する障害者等で構成される会員数が3人以上で、かつ、会員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成される団体が有料施設を利用するときは、条例第13条の規定により、有料施設の使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日